

司法試験に関する意見の整理（案）

第1 新司法試験の選択科目について

- 1 法科大学院における教育と新司法試験との有機的連携を確保するとの観点から、新司法試験の選択科目及びその試験範囲は、法科大学院のカリキュラムや教育内容を踏まえたものでなければならず、新司法試験の選択科目とするには、当該科目が多くの法科大学院において開設されている必要がある。
- 2 新司法試験の選択科目は、実務的に重要であり、社会におけるニーズが高まっている分野の科目とすべきである。
- 3 新司法試験の選択科目は、その範囲が明確であることが必要であり、教育内容の体系化・標準化が進んでいる科目が望ましい。
- 4 法科大学院の独自性や法曹の多様性にかんがみ、新司法試験の選択科目については、多くの科目（分野）を選択科目とすべきであるが、科目間の公平性についても考慮すべきであり、難易度格差の調整等の措置も必要であると考えられることなどから、具体的な科目数としては、○科目以上 [○科目程度] とすることが望ましい。

第2 平成16年度以降の現行司法試験の合格者数について

- 1 平成16年度から法科大学院を中心的な教育機関とする新たな法曹養成制度が始まり、平成18年度からは法科大学院修了者を対象とする新司法試験が実施され、5年間に3回までという受験回数制限が課されることになるところ、現行司法試験については、現在の受験者に不当な不利益を与えないようにするとの観点から引き続き実施されるものである。
- 2 現行司法試験の年間合格者数は、現在の約1,200名から平成16年度には約1,500名に増加するものと想定されているところ、今後の新規受験者が法科大学院を経由して新司法試験を受験するようになることなどを考慮すれば、平成18年度以降の現行司法試験（旧司法試験）の合格者数については、年間数百名程度 [年間○○○名程度以内] とし、毎年漸減させることとしても、現在の受験者に不当な不利益を与えることにはならないものと考えられる。

司法試験に関する意見の整理

第1 新司法試験の選択科目について

- 1 新司法試験の選択科目は、実務的に重要であり、社会におけるニーズが高まっている分野の科目とすべきである。選択科目については、必要に応じて適宜見直すべきである。
- 2 法科大学院の独自性や法曹の多様性にかんがみ、新司法試験の選択科目については、多くの科目から出題すべきであり、その科目群については、類似科目を統合するなどの工夫をすべきである。
- 3 法科大学院における教育と新司法試験との有機的連携を確保するとの観点から、新司法試験の選択科目及びその試験範囲は、法科大学院のカリキュラムや教育内容を踏まえたものでなければならず、新司法試験の選択科目とするには、当該科目の法科大学院における開設状況も考慮する必要がある。
- 4 新司法試験の選択科目は、その範囲が明確であることが必要であり、教育内容の体系化・標準化が進んでいる科目が望ましい。
- 5 科目間の公平性についても考慮すべきであり、難易度格差の調整等の措置も必要である。

第2 平成16年度以降の現行司法試験の合格者数について

- 1 平成16年度から法科大学院を中心的な教育機関とする新たな法曹養成制度が始まり、平成18年度からは法科大学院修了者を対象とする新司法試験が実施され、5年間に3回までという受験回数制限が課されることになるところ、現行司法試験については、現在の受験者に不当な不利益を与えないようにするとの観点から引き続き実施されるものである。
- 2 現行司法試験の年間合格者数は、現在の約1,200名から平成16年度には約1,500名に増加するものと想定されているところ、今後の新規受験者が法科大学院を経由して新司法試験を受験するようになることなどを考慮すれば、平成18年度以降の現行司法試験（旧司法試験）の合格者数については、年間数百名程度とし、毎年漸減させることとしても、現在の受験者に不当な不利益を与えることにはならないものと考えられる。